

改正案

現行

<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(東日本大震災に伴う貸付けに関する特例)</p> <p>2 個人顧客が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所又は居所を有する者（以下「震災特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十三年十月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="343 264 598 1086"> <tr> <td>第十条の二</td> <td>三月</td> <td>六月</td> </tr> <tr> <td>第十三第一項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十二号の二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>八</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第十条の二 事業計画、収支計画及び 資金計画（この号に掲げ</p> <p>第十三第一項 営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況</p>	第十条の二	三月	六月	第十三第一項			第十二号の二			八			<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 法附則第三条第二項の規定により、その営業所等の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして法第十五条、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用される者に係る第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十六条までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、貸金業者の登録番号は、表示、記載又は通知しなければならない事項としない。</p>
第十条の二	三月	六月											
第十三第一項													
第十二号の二													
八													

<p>第四号ロ</p>	<p>る契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）</p>	<p>第十条の二 第十三第二項 第二号の二 ロ(2)</p>	<p>書面</p>	<p>書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面</p>
<p>第十条の二 第十三第二項 第四号ロ</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画</p>	<p>第十条の二 第十八第一項 第一号ハ</p>	<p>三月</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>
<p>第十条の二</p>	<p>事業計画、収支計画及び</p>	<p>第十条の二 第十八第一項 第一号ハ</p>	<p>三月</p>	<p>営む事業の状況、収支の</p>
<p>第十条の二</p>	<p>事業計画、収支計画及び</p>	<p>第十条の二 第十八第一項 第一号ハ</p>	<p>三月</p>	<p>営む事業の状況、収支の</p>

十八第一項	資金計画
第三号口	状況及び資金繰りの状況

3 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十一号）の施行の日から平成二十三年十月三十一日までの間に、震災特例対象者である個人顧客との間で第十條の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同條第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

（大蔵省組織規程の一部改正）

3 大蔵省組織規程（昭和二十四年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六條の八第二項中「財産の検査」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査」を加える。

第七條第一項中「七十三人」を「七十五人」に改め、同條第二項及び第三項中「財産の検査」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査」を加える。

第六十三條第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関すること。

第六十三條第五項中「二百二十九人」を「二百五十人」に改め、同條第六項中「並びに保険」を「保険」に改め、「関する検査」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査」を加える。

第七十二條中「左の」を「次の」に改め、同條第五号から第七号までの規定中「取締」を「取締り」に改め、同條第八号中「金融機関」の下に「及び貸金業者」を加え、同條第十二号中「の外」を「のほか」に改める。

第七十五條第四項中「第九号」の下に「第九号の二」を加える。

4 第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の

十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を行う震災特例対象者である個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つたときにおける第十条の二十六第一項の規定の適用については、平成二十三年十月三十一日までの間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。

(新設)